

海上貨物運送約款

BILL OF LADING(船荷証券) ・ SEA WAYBILL(海上運送状)共通

TRANSCONTAINER Ltd 2018年1月10日作成

表面約款

1

裏面約款

責任制限の通知

第 1 条 (定義)	1
第 2 条 (至上約款)	3
第 3 条 (準拠法及び裁判管轄)	3
第 4 条 (運送人のタリフ)	3
第 5 条 (責任制限法)	4
第 6 条 (下請契約及び補償)	4
第 7 条 (運送方法、経路、接続及び転送)	4
第 8 条 (責任)	5
第 9 条 (自由)	6
第 10 条 (不知約款)	7
第 11 条 (コンテナ積みに満たない貨物)	7
第 12 条 (運送人のコンテナ)	7
第 13 条 (荷主によって詰められたコンテナ)	8
第 14 条 (特殊コンテナ)	8
第 15 条 (危険品、禁制品、その他特殊貨物)	9
第 16 条 (甲板積貨物)	10
第 17 条 (生動物及び植物)	10
第 18 条 (高価品)	10
第 19 条 (重量物)	10
第 20 条 (自動車及びその他の無梱包運送品)	10
第 21 条 (鉄、鋼材及び金属製品)	11
第 22 条 (ばら積み貨物)	11
第 23 条 (引渡)	11
第 24 条 (荷印による引渡)	12
第 25 条 (火災)	12
第 26 条 (リエン)	12
第 27 条 (運賃及び費用)	13
第 28 条 (損害の通知及び出訴期間)	14
第 29 条 (運送人のための抗弁と責任制限)	14
第 30 条 (責任制限)	14
第 31 条 (共同海損)	15
第 32 条 (双方過失衝突約款・ニュージェイソン約款)	15
第 33 条 (補償)	16
第 34 条 (特殊地域約款)	16

運送約款 (参考和訳)

表面約款

本証書記載の運送品、または運送品がその中品であると（荷主が）が称している包、若しくはコンテナは本証書に別段の記載が無い限り、外観上良好な状態で荷送人から運送人に受け取られ、本証書に規定する全ての条項に従い、本証書記載の本船または運送人の選択する代船、及び、または他の運送手段により、本証書記載の受取地または船積港から、荷揚港または引渡地まで運送され、そこで本証書の指図人または譲受人に引渡されるものとする。

本証書における運送のため運送人に運送品を引渡したことにより、荷主は、これに反するいかなる地方的慣習若しくは特権にも拘わらず、あたかも自ら署名したかと同じように、本証書の規定、免責、条項全てを承諾したものとする。この証書は、運送品のための事前の合意若しくは運送の取決め全てに優先する。

この証書（譲渡性ある場合は正当に裏書されもの）を、運送品または荷渡指図書と引換に提出しなければならない。海上運送状として発行された場合、この証書は譲渡性なく、権利証券でもなく、運送品の引渡は、運送人からの要求に応じて、適正な身元証明書の提示により、記名された荷受人に対して行われる。

上記の証拠として運送人、または運送人の代理人は、本証書に記載した数の証書に署名し、この全ての証書は同一の文言および日付である。船荷証券として発行された場合、引渡は一通の船荷証券の回収のみで行われ、その他は無効となるものとする。

（約款は裏面に続くと共に、約款を拡大したコピーは要求に基づき運送人から入手できる。）

裏面約款

責任制限の通知

運送人の責任は、運送品の性質と価額が、船積前に宣言され、本証書の表面に記載され、且つ対応する従価運賃が支払われていない限り、その価額全部よりも少ない金額に制限される。下記2条および30条を参照。

第1条（定義）

本証書の次の語は、ここに定める意味を持つ。

- (a) 「証書」とは、船荷証券あるいは海上運送状として、書面若しくは電子の形式で発行されるこの書類をいう。
- (b) 「運送人」とは、この証書に署名した者、あるいはその代理として、証書に署名した者をいう。
- (c) 「運送」とは、この証書の効力が及ぶ運送品に関して、運送人が請負った作業及び役務の全部または一部をいう。
- (d) 「コンテナ」とは、あらゆるコンテナ（オープントップ、フラットラック、プラットフォーム各コンテナを含む）を含み、1972年に採択されその後改定された「安全なコンテナに関する国際条約」に定義された「コンテナ」と同義であり、輸送に用いる機器をいう。

- (e)「抗弁」とは、それが法律、契約、タリフその他いずれによるものでも、また、それが回復または救済を妨げ、排除し、減少するものでも、全ての権利、特権、免責、免除、除外、制限をいう。
- (f)「運送品」とは、本証書に記載されている貨物をいい、また、その貨物が、荷主から与えられ、または提供されたコンテナに詰め込まれている場合は、そのコンテナを含む。
- (g)「障害」とは、運送、運送人、下請け、本船、運送品、その他の財産に対して、実際に起きているまたは起きると危惧される妨害、危機、遅延、困難、不都合の一切で、以下の存在または危惧を含むが、それに限定されない。(i) 天災(不可抗力)。(ii) 戦争、準戦争行為、内乱、公敵の行為、テロ。(iii) 政府による通商、運送、貿易の制限(政府による制限を畏れてする自発的な輸出入の割当を含む)。(iv) 検疫、衛生、その他それに類する規則または制限。(v) 伝染病、疾病。(vi) 運送人または下請人の従業員であることを問わずその作業停止、同盟罷業、またはロックアウト。(vii) 事故、惨事、火災、交通災害。(viii) 運河、海峡、水路、港、埠頭、臨海ターミナル、その他の場所の混雑、閉鎖、障害、または危険。(ix) 悪天候、浅瀬、結氷、地震、地すべり、または他の運送上の障害。(x) 「海上における人命の安全のための国際条約」の規定に違反する、実入りコンテナの確定総重量申告に対する荷送人の不正確な総重量申告等、またはこの証書に適用される全ての法律、法令、規則の要求を満たさない荷主の過誤に起因する、船主、その代理人、ターミナルの代表者による船舶への積載停止や拒否。(vi) 下請人による運送の放棄、本船の引き上げ、本船の差押え、遭難、または拘留、若しくは、コンテナの留置または差押えに起因する運送中のあらゆる障害。
- (h)「荷主」には、荷送人、出荷人、荷受人、運送品の所有者またはその受取人、及びこの証書の所持人、並びにそれらの代理人を含む。
- (i)「複合輸送」とは、受取地及びまたは引渡地が、本証書で該当する記入欄に表示されている場合をいう。
- (j)「人(者)」とは、個人、団体、会社またはその他の主体をいう。
- (k)「荷送人」とは、この証書で荷送人として記載されている者、及びまたは運送契約を締結した者をいう。
- (l)「下請人」には、本船またはその他の船舶の所有者及び運航者(運送人以外の者を指す)、海上、水上、鉄道、トラック、航空その他の運送事業者、または運送人、荷役業者、ターミナル運営事業者、倉庫業者、運送を遂行するために運送人によって起用された全ての独立請負人、並びにこれらの再下請業者が含まれる。
- (m)「本船」とは、本証書に記載された船舶をいい、本船の全部または一部を代替するまたは代替を予定する船舶、船、小型船舶、はしけ、またはその他の輸送手段を含む。
- (n) 荷主の申告に基づき本証書の「最終仕向地」欄、「輸出参照事項」欄に記載された情報は、単に荷主の参考のためのものに過ぎず、運送人にいかなる責任も生じさせない。また、運送人が「輸出参照事項」欄に記載した情報も、運送人にいかなる責任も生じさせない。
- (o) 本証書中の荷主の指定したフォワーディングエージェントの申告に基づき記載された「フォワーディングエージェント参照事項」欄の情報は、単にフォワーディングエージェントの参考のためのものに過ぎず、運送人にいかなる責任も生じさせない。
- (p) 荷主の申告に基づき本証書に記載された「運送品の原産国、地点」欄の情報は、単に米国の電子輸出情報の参考のためのものに過ぎず、運送人にいかなる責任も生じさせない。

第2条（至上約款）

- (1) この証書は、「1957年日本国国際海上物品運送法（以下、本法という）」に規定され、1992年6月3日の「国際海上物品運送法の一部を改正する法律」により修正された規定に基づいて効力を有する。但し、「1924年8月25日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約」、または「1968年2月23日にブラッセルで署名された議定書」、若しくは「1979年12月21日にブラッセルで署名された議定書による修正条項」と同様の性格の他の立法、これには「1936年アメリカ合衆国海上物品運送法」（以下「U.S. COGSA」という）を含むが、限定されない（同様の立法と「U.S. COGSA」は、以下「ヘーグ・ルール立法」という）が、この証書に強行的に適用されると判示された場合には、この証書は当該ヘーグ・ルール立法の規定に基づいて効力を有する。この証書の他のいかなる規定に拘わらず、アメリカ合衆国（その特別区、領土と属領を含む）向け、または出しの全ての運送について、この証書は U.S. COGSA に基づいて効力を有する。
- (2) 第2条（1）項により適用される本法またはヘーグ・ルール立法は、運送品を本船に積み込む前、及び本船から陸揚げした後の運送と、運送品が運送人、運送人の代理人、使用人、代表者、下請人の保管の下にある全ての期間にも適用される。本法またはヘーグ・ルール立法は、本証書中に撮取されているものと見なされる。もしこの証書の規定のいずれかが、程度のいかなを問わず、本法またはヘーグ・ルール立法、若しくはこの証書の示す契約に適用されるその他一切の法律、法令、規則に抵触すると判断される場合には、その規定はその抵触する範囲で無効となるが、それ以上には及ばない。
- (3) この証書を海上運送状として発行する場合、この証書は万国海法会海上運送状統一規則に従って効力を有し、万国海法会海上運送状統一規則は本証書に撮取されているものと見なす。

第3条（準拠法及び裁判管轄）

この証書によって証明され、または含まれる契約は、本証書中に別段の定めがない限り、日本法に準拠する。この証書やその他の一切の契約に含まれるいかなる規定にも拘らず、運送品に関する、または運送により生ずる運送人に対する一切の訴訟は、その他全ての裁判所の管轄権を排除して、日本の東京地方裁判所に提起されるものとする。一方で、荷主に対する訴訟は、運送人の選択により、上記裁判所または管轄権のあるその他の裁判所に提起できるものとする。運送品が異議申立て、または競合する請求の対象である場合、運送人は、所有権及びまたは占有権を決定するために、権限ある管轄地域の裁判所の管理に運送品を供託することができる。運送人はかかる供託から生じる荷主への責任を負わない。荷主はかかる裁判所の専属的管轄権に同意するものとする。

第4条（運送人のタリフ）

運送人が適用するタリフの各条項は、本証書に撮取されているものと見なす。適用するタリフの関係諸規定の写しは、要求すれば運送人から入手することができる。この証書と適用する運賃表との間に不一致があれば、この証書が優先する。

第5条（責任制限法）

この証書のいかなる記載も、運送人の抗弁を制約したり、奪ったりするものではない。

第6条（下請契約及び補償）

- (1) 運送人は、運送を任意の条件で下請契約を結ぶ権利を有し、これには再下請契約締結の自由を含む。
- (2) 荷主は、運送人以外のいかなる運送を行う者、または請負う者（全ての下請人を含む）に対して、損害賠償請求または申立てを行わないものとする。この損害賠償請求または申立てとは、前述のいかなる者に対しても、若しくは前述のいかなる者の所有する船舶に対し、運送品または運送に関連する何らかの責任を負わせる、または負わせようと意図するものを指し、前述の者の責に帰すべき過失によるか否かを問わない。それにも拘わらずこのような損害賠償請求または申立てがなされた場合には、本証書の第33条に従って、荷主は運送人に補償するものとする。上述の規定を損なうことなく、前述の全ての者は、本証書第3条を含む運送人が援用できる全ての抗弁を、それらの規定があたかも自らの利益のためのものであるかのごとく享受する。この契約を締結するに当たり、運送人は、それらの規定に関しては、自己のためだけでなく、前述の者の代理人および受託者としても行動するものとする。
- (3) 第6条(2)項の規定（この規定で定められた荷主の保証を含むがそれに限定されない）は、本船の船腹を借受けている他の者に対する、あらゆる種類の損害賠償請求または申立てに準用される。
- (4) 更に、荷主は運送人に対し、この証書の規定に反して運送品に関する損害賠償請求または申立ての主張が、いかなる者からもなされないことを保証する。この損害賠償請求または申立ての主張とは、運送人に対して、運送品若しくは運送に関連するおよそ何らかの責任を負わせる、または負わせようと意図するものを指し、運送人の過失に起因するか否かは問わない。それにも拘わらずこのような損害賠償請求または申立ての主張がなされた場合は、荷主は、本証書第33条に従って運送人に対し補償するものとする。

第7条（運送方法、経路、接続及び転送）

- (1) 運送人は、事前の手配であるか否かに拘らず、荷主に通知せず、いつでも、(a) 運送品の全部または一部を、指定された船舶、若しくは運送人により、または他の者により所有または運航されているその他の船舶、小型船舶、その他の海・陸・空の輸送手段によって運送する自由を有し、(b) いかなる輸送手段、蔵置方法であれ利用することができ、(c) 当初の輸送手段から、他の輸送手段に変更することができ、本証書に記載されている本船以外の他の船舶または輸送手段へ積替え、運送することも含まれ、(d) 最短か直行か、慣習的な経路か否か、あるいは公表されたものか否かにか拘わらず、運送人の裁量で、いかなる経路をも選択することができ、また、一度またはそれ以上でも、いかなる順序でも、どのような場所や港へも航行し、係留し、船積港または陸揚港として本証書に記載されている港に限らず、いかなる場所または港でも、運送品の船積みまたは陸揚げすることができ、かかる場所または港で運送品を蔵置できる。本船は、いかなる時にもドック入りし、修繕所に入り、停泊地を変更し、貨物を移動しまたは積み直し、燃料や船用品を積取る自由を有する。
- (2) 運送人は、いかなる目的であれ、これらの自由を行使できる。そして、本条に従ってなされる行為、

またはそれらにより生じる遅延は、この証書の約款における運送人の契約不履行または離路とは見なされない。かかる行為に関して運送人が有責とされた場合であっても、運送人は、自らの抗弁の利益を全て享受する権利を有する。

第8条（責任）

- (1) 運送人は、受取地若しくは船積港における運送人による運送品の受取前、または陸揚港若しくは引渡地における運送人による運送品の引渡後に発生した、運送品のまたは運送に関する滅失または損傷について責任を負わない
- (a) 運送人は、運送品が特定の期日に特定の市場若しくは使用に間に合うように、陸揚港または引渡地に到着することを保証せず、また、運送人は、遅延によって生ずる直接若しくは間接の滅失または損傷に対して責任を負わない。
- (b) 前号の規定に拘わらず、船積み及びまたは陸揚げが、「FI」「FO」「FIO」「FIOST」条件として、荷主の費用であると証書に記載されている場合は、運送人の責任は、本船への船積みが完了した後に始まり、本船からの陸揚げが開始された時に終了する。運送人は、たとえその船積みまたは陸揚げが荷主に雇われた者、または代理人と見なされる本船の船長、航海士または乗組員の援助や助言の下で行われたとしても、船積みまたは陸揚げの間に発生した運送品の滅失または損傷について責任を負わない。
- (2) 運送人は荷主に対し、運送品を管理し、保護し、固縛し、回復し、荷揚げし、荷下ろしし、陸上げし、保管し、その他運送品に対して運送人がした行為に関連して発生した追加費用または保証金を請求することができ、以下の事柄によって引き起こされる滅失または損傷や、荷渡しの遅延について責任を免れる。
- (a) 荷主の故意または過失
- (b) 天災（不可抗力）
- (c) あらゆる海上、運河、海峡、水路、港湾、埠頭、または臨海ターミナルに固有の危険、脅威、事故。
- (d) 指示権限を有する者からの指示の遵守。
- (e) 運送品固有の欠陥または性質。
- (f) 火災、但し、運送人、下請人の故意または過失により発生した場合を除く。
- (g) 検疫上の制限、裁判上の差押え、その他公権力による処分。
- (h) 海上における人命または財産の救助または救助の試み。
- (i) 原子力事故、但し、原子力施設管理者またはその代理人が、当該事故に関し適用される国際条約または原子力エネルギーに関する責任を管轄する国内法において有責とされる場合。
- (j) 梱包の不十分または荷印の不完全。
- (k) 物品を詰め込むために使用されるコンテナで、荷主が提供したものの欠陥
- (l) 荷主によるコンテナの取扱い、積込み、積付けまたはコンテナからの取出し。
- (m) 理由のいかんを問わず、戦争、準戦争行為、海賊行為、テロ、暴動、騒乱、及び同盟罷業、ロックアウト、または船舶の差押え、運航停止、コンテナの留置、労働の停止または制限。

- (n) 荷送人の義務である正確な実入りコンテナの確定総重量の申告、または荷送人によって運送品が梱包され、若しくは固縛された場合の梱包材や固縛材を加算した運送品と積付け材の総重量の申告等を含む、証書に適用される全ての国の法律、法令、規則への不適切な対応、または違反。
 - (o) 税関、その他の当局によるコンテナの内容点検により生じたコンテナシールの破損。
 - (p) 一部であるか全部であるかを問わず、下請人による運送の放棄、本船の引上げ、本船の差押え、遭難、若しくは拘留、コンテナの留置または差押え。
 - (q) 運送人が避けることのできなかつた原因または事象、及び、運送人が相当の注意を尽くしても回避できなかったその結果。
- (3) 本証書における運送は、複合輸送となることも企図している。運送が複合輸送である場合、運送品のまたは運送に関する滅失または損傷が、運送人、下請人、更に彼らを代理する代理店、使用人、代表者の管理下で発生したことが立証された時は、運送人の責任は以下の方法により決定される。
- (a) 運送品の若しくは運送に関する滅失または損傷が、運送品が船積港の臨海ターミナルに到着した時から、陸揚港の臨海ターミナルを離れる時までの間に、またはその前後の海上または内陸水路の運送区間で発生したことが更に立証された場合は、運送人はかかる滅失または損傷について、状況に応じて、この証書、本法、またはヘーグ・ルール立法の該当する規定（それら規則における適用範囲の規定を除く）または、この証書の規定のいずれかに従って責任を負う。
 - (b) 第2条(2)項に拘わらず、運送人は下請人の抗弁の利益を全て享受するほか、本証書の「準拠法及び裁判管轄」約款を含む運送人の抗弁する権利を害することなく、運送人の責任は下請人のそれを超えない。
 - (c) 複合輸送として運送された運送品若しくは運送に関する滅失または損傷が、運送人が受取地で受取り、引渡地で運送人が引渡すまでの間で発生したことを荷主は立証したにも拘らず、滅失または損傷が発生した時に運送品がどこにあったかを明らかにできない場合は、本証書の第2条に則り、本法または該当するヘーグ・ルール立法が適用される。補償または分担のために運送人がいかなる行動を取ろうとも、滅失または損傷が運送人の管理下で発生したものと推測若しくは推定されるものではない。
 - (d) 上記第8条(3)項(b)の適用を前提として、アメリカ合衆国からの、アメリカ合衆国への、あるいはアメリカ合衆国国内の複合輸送である場合、運送人の責任は本証書の第2条の規定に従う。

第9条（自由）

- (1) 現実であれ予期されるのであれ、輸送の前または輸送の間に、何らかの障害が発生する虞があると運送人（本条では、運送人、下請人及びそれらを代理する代理店、使用人、代表者を意味する）が判断するいかなる場合においても、運送人は、
 - (a) 運送が既に開始されている場合は、荷主の単独の危険と費用で、運送人が適切と見なす方法で、運送品の全部または一部につきコンテナを開梱し、本船またはその他の輸送手段へ船積みし、若しくは陸揚げを中断、中止し、あるいは続行し、本船その他の輸送手段、倉庫または空地で保管し、船積港、受取地、その他運送人の選択した港または場所へ返送し、輸送し、荷主に引取りを要求し、若しくは処分をする権利を有する。
 - (b) 運送がまだ開始されていない場合は、荷主に対して補償をすることなく、運送若しくは運送契約を解約する権利を有する。かかる一切の行為は、完全且つ最終的な引渡し及び運送契約の完全な履行を

構成し、運送人は、本証書における全ての運賃を受取る権利を有し、運送品に関する一切の更なる責任を免れる。それ以降に運送人が運送品に関して引受ける（しかし、必ずしも引受けを義務付けられるものではない）全ての作業と役務は、荷主の代理人としてのみ引受けられ、運送品の運送人、受託人、保管人、受寄者として引受けるものではない。運送人は、全ての費用を回収すると共に、かかる作業と役務の報酬を受ける権利を有し、これらの全てを運送人が受取る権利は、運送品と運送契約に対する運送人のリエンで保証されている。

- (2) 運送人は、本条に定める他の全ての自由に加え、あらゆる政府、準政府機関、公権力の権限に基づいて行う、または行うと称する者の、若しくは本船の保険約款に基づいた権利人の運送品または運送に関する命令、指示、規制、勧告若しくは提案に従う自由を有する。これらの行為は、運送人による運送契約の不履行若しくは離路とされない。

第10条（不知約款）

- (1) 本証書中の記号、番号、品名、品質、数量、寸法、重量、容積、性質、種類、価額及び運送品に関するその他の明細の記載は、荷主によって申告されたものであり、運送人は、それらの正確性、完全性について責任を負わない。荷主は、その申告した明細が正確且つ完全であることを運送人に保証する。それにも拘わらず、申告した明細が不正確あるいは不完全であった場合は、荷主は本証書の第33条に則り、運送人に補償するものとする。
- (2) 荷主は適用される条約や関係規則に従い、運送品を荷主自らコンテナに詰め込み固縛した場合には、パレット、ダンネージ、その他の固縛材の重量を含めた運送品や梱包品の総重量、実入りコンテナの確定総重量が正確であることを運送人に保証する。それにも拘わらず申告した明細が不正確あるいは不完全であった場合、荷主は本証書の第33条に則り、運送人に補償するものとする。

第11条（コンテナ積みに満たない貨物）

- (1) 受け取った貨物がコンテナに詰め込まれていない場合、運送人は、貨物をいかなる種類のコンテナにも詰め込んで運送する自由を有する。
- (2) 運送品がコンテナ積みに満たない貨物であって、荷送人に代わって運送人によりコンテナに詰め込まれた場合は、荷送人は、積み込もうとする船舶の船長あるいはその代理人から本船への船積許可を得るために、船積書類と共に運送品の正確な総重量と全ての梱包重量を、必要な情報として提供することを保証する。それにも拘わらず申告した明細が不正確あるいは不完全であった場合、荷送人は本証書の第33条に則り、運送人に補償するものとする。

第12条（運送人のコンテナ）

- (1) 運送人またはその下請人のコンテナ（以下、本条においてコンテナとは、運送人とその下請人のコンテナをいう）及び他の機器が、荷主、代理人、使用人、または荷主に雇われた独立請負人の占有と管理下にある間に滅失または損傷した場合は、荷主は全ての責任を負い、運送人に補償するものとする。
- (2) 荷主、その代理人、使用人または荷主により雇われた独立請負人が、運送人のコンテナやその中品を取扱い、占有し、管理している間に、運送人のコンテナ若しくはその中品が他の者の財産を滅失ま

たは損傷させ、あるいは、他の者を負傷または死亡させた場合は、運送人はいかなる責任も負わず、荷主は運送人に補償し免責とする。

- (3) 運送人または運送人の代理人により提供されたコンテナが、荷主の施設で開梱される場合は、荷主は、空コンテナの返却に際し、内部の掃き掃除をしてきれいにして、運送人、その代理人、または使用人によって、指定された地点または場所に規定された時間内に返却する責任を負う。運送人の適用するタリフに規定されている期間内にコンテナが返却されない場合は、その未返却に起因する遅延、損失、費用に対して、荷主は責任を負うものとする。

第13条（荷主によって詰められたコンテナ）

運送人に受取られた運送品が、荷主によりまたは荷主を代理して中品が詰め込まれたコンテナである場合は、

- (a) この証書は、そこに記載されたコンテナの数だけを受取ったことの一応の証拠であって、中品の状態及びその明細（記号、番号、包若しくは個品の数と種類、品名、品質、数量、寸法、重量、容積、性質、種類及び価額を含む）は運送人の知るところではなく、運送人はそれらについて責任を負わない。
- (b) 荷主は、コンテナの中品の積付け、コンテナの開扉または封印が、安全且つ適切であること、また、コンテナ及びその中品が、第16条を含む本証書の条項に従った取扱い、運送に適していることを保証し、荷主にかかる保証について違反があった場合は、運送人は、違反から生ずる運送品の若しくは運送に関するいかなる滅失または損傷について責任を負わず、荷主は、その他の財産の滅失または損傷、人身の傷害、死亡若しくはその他一切の事故または出来事の結果について責任を負い、本証書第33条に則り、運送人に補償するものとする。
- (c) 荷主は、コンテナが運送人またはその代理人によって提供された場合は、そのコンテナを検査しなければならず、また、荷主が運送人に対し書面で異議を唱えない限り、そのコンテナは、運送のため良好且つ適切な状態で荷主に受け取られたものと見なす。
- (d) コンテナが、封印に異常なく運送人により引渡された場合は、かかる引渡しは、本証書の下での運送人の義務の全面的且つ完全な履行と見なされ、運送人は、コンテナの中品の滅失または損傷について責任を負わない。
- (e) 運送人は、自己が必要と考える場所において、荷主に通知すること無く、コンテナを開扉し、コンテナの中品を検査する自由を有し、且つ、それにより生じた一切の費用は、荷主により負担されるものとする。コンテナの封印が、税関またはその他の当局によりコンテナの中品の検査のために破られた場合は、運送人は、それにより生じたいかなる滅失または損傷、費用若しくはその他の結果について責任を負わない。

第14条（特殊コンテナ）

- (1) 運送人は、運送品を冷凍用、加熱用、絶縁用、換気用コンテナ若しくはその他特殊コンテナで運送すること、または荷主によって若しくは荷主のために詰められた特殊コンテナを、その様なものとして運送することを保証せず、かかる運送品またはコンテナを、それぞれ通常の運送品またはドライコンテナとしてのみ取扱う。但し、(a) かかる運送品またはコンテナの運送について、特別の協定が書

面により運送人と荷主との間で合意され、(b) その特別の協定がこの証書の中に明記され、(c) 所要の特別運賃が支払われている場合にはこの限りではない。運送人は、荷主によって、または荷主のために提供された特殊コンテナの機能について責任を負わない。

- (2) 特殊コンテナによって運送されることが合意された運送品に関しては、運送人は、それらが実際に彼らの責任と管理下にある間は、特殊コンテナの装置の維持に相当の注意を尽くすが、そのコンテナの装置の隠れた瑕疵、不調、破損により生じた運送品の一切の滅失または損傷について責任を負わない。
- (3) 貨物が運送人によって冷凍コンテナに詰め込まれ、荷主によって要求された特定の温度の範囲がこの証書に記載された場合には、運送人は、要求された温度の範囲に自動温度調節機器を設定するが、その温度がコンテナの内部で維持されていることを保証しない。
- (4) 運送人の受取った貨物が、荷主によってまたは荷主のために中品が詰められた冷凍コンテナである場合には、中品を適切に積付け、自動温度調節機器を正確に設定することは荷主の義務である。荷主のかかる義務違反から生じた一切の貨物の滅失または損傷に対して運送人は責任を負わず、また、コンテナ内部で意図された温度が維持されていることを保証しない。

第 15 条 (危険品、禁制品、その他特殊貨物)

- (1) 運送人は、爆発性、引火性、放射性、腐蝕性、加害性、有毒性、有害性、害毒性、危害性または危険性のある運送品の運送を、かかる運送品の運送について荷主から事前に書面で申請があり、これを受諾したときに限り引受ける。この申請には、運送品の性質、品名、ラベル、分類と無害化の方法が、荷送人及び荷受人の氏名、住所と共に正確に記載されていなければならない。
- (2) 荷主は、前項に掲げた運送品の性質が、包及びコンテナの外面に明確に且つ消えないよう記されていること、及び全ての適用法令または規則に則り、若しくは運送人が要求する書類または証明書を提出することを保証する。
- (3) 第 15 条 (1) 項、(2) 項、及び (6) 項の規定に従わずに、運送品が運送人に受け取られていたことが判明した場合、あるいは、運送品が、船積港、陸揚港、寄港地若しくは輸送途上の地域や水域の法令、規則により、密輸品または禁制品とされていることが判明した場合は、運送人は、いつでも自己の裁量により、補償することなく、その運送品を無害化し、船外へ投棄し、陸揚げし、またはその他の措置を行う権利を有し、荷主は、運賃の喪失を含め、かかる運送品より直接若しくは間接に生ずるいかなる種類の損失、損害、運賃の喪失を含む賠償及び費用について責任を負い、運送人に補償するものとする。
- (4) 第 15 条 (1) 項、(2) 項及び (6) 項に則って受取った運送品により、運送人、本船、貨物、人及びまたはその他の財産を危険にさらす虞がある場合は、運送人は、いつでも前項の規定の下で運送人に与えられた権利を行使し、その利益を享受することができる。
- (5) 運送人は、いつ、いかなる場合においても、荷主の同意無しに、荷主の危険と費用負担で、包若しくはコンテナの中品を検査する権利を有する。
- (6) 荷主は運送人に、運送品の安全な運送に必要な最新の情報、及び全ての適用法令、規則または運送人により要求される運送品、運送及びまたは荷主に関するその他全ての情報を、船積み前に書面で提供しなければならない。

第16条（甲板積貨物）

- (1) 運送人は、コンテナに入った運送品を、船艙積みまたは甲板積みで運送する権利を有する。
- (2) どの運送品も、コンテナに詰め込まれているか否かを問わず、船艙積みで運送されると本証書面に特に明記されていない限り、荷主への通知無しに、甲板積みまたは船艙積みで運送される。運送品が甲板積みである場合、運送人は「甲板積み」と本証書に記載し、標記または押印することを要求されない。下記(3)項を条件として、運送品が甲板積みであると船艙積みであると否と問わず、また甲板積みとの記載があるか否かを問わず共同海損に加わるものとし、また、本邦及び本証書第2条に規定するヘーグ ルール立法の運送品の定義に含まれるものとする。
- (3) 運送人は、甲板積みで運送され、且つ、そのように運送されると本証書に特に記載されている運送品に対するまたは運送に関わる不着、誤渡し、滅失または損傷について、それが運送人の過失または本船の不堪航によって生じたか否かを問わず、一切の責任を負わない。

第17条（生動物及び植物）

運送人は、生動物、鳥類、爬虫類、魚類及び植物の事故、疾病、死亡、滅失または損傷については、自己の過失または本船の不堪航による場合も含めて、いかなる原因によって生じたものであれ、一切の責任を負わず、本条の規定に抵触するものを除き、この証書の全ての条項の利益を享受するものとする。

第18条（高価品）

運送人は、プラチナ、金、銀、宝石細工、宝石類、貴金属、放射性物質、稀少化学品、金銀塊、金銀貨、通貨、流通証券、有価証券、文書、証書、絵画、刺繍品、芸術作品、骨董品、相続動産、あらゆる種類の蒐集品、若しくは荷主にとってのみ特殊な価値を有する物品を含むその他一切の高価品に関わる滅失または損傷について、その真の性質および価額が、運送人による運送品の受取りに先立って荷主により書面で通知され、この証書の表面に記載され、且つ、従価運賃が前払いされていない限り、一切責任を負わない。

第19条（重量物）

- (1) 1個若しくは1包当りの総重量が2,240ポンド(1,000キログラム)を超える場合、その重量は、運送人による受取りに先立って荷主により書面で通知され、且つ、その個品または包の外面に、高さ2インチ以上の文字と数字で明瞭に消えないように表示されなければならない。
- (2) 荷主が前項の義務に違反した場合は、運送人は、運送品に対する若しくは運送に関する滅失または損傷について責任を負わず、同時に、荷主は、自己のかかる違反により生じた一切の財産の滅失または損傷、若しくは人身の傷害または死亡について責任を負い、違反の結果として運送人が被った若しくは負担したあらゆる種類の損失または賠償責任について、運送人に補償するものとする。

第20条（自動車及びその他の無梱包運送品）

自動車、鉄道車両、トラクター、機械、コイル、ヨット、プレジャーボート、その他の無梱包運送品について、その外観が良好であるという記載は、受け取った時の運送品の状態が、通常の注意義務を尽くしても発見できないような曲損、凹損、掻き傷、穴、切り傷および打傷が無かったことを意味するものではない。運送人はいかなる場合も、かかる状態について責任を負わない。

第21条 (鉄、鋼材及び金属製品)

鉄、鋼材及び金属製品の船積時、錆、腐食、酸化、湿気あるいはその他の状態は、運送品の固有の欠陥または性質によるものであり、この証書の表面に記載されている「外観上良好な状態で」という文言は、運送人によってそれら錆、腐食、酸化、湿気及び類似の状態がなかった事を承認または表明するものではない。運送人は荷主(本証書の善意の所持人を含む)に対し、それらの異常について責任を負わない。

第22条 (ばら積み貨物)

運送品がばらの状態で船積みされる場合に適用される責任限度は、ばら積貨物に適用される条約や法律に規定する責任制限の範囲であって、本証書のいかなる規定も、ばらの状態で出荷した運送品に関する責任限度の権利を放棄するものではない。

第23条 (引渡)

- (1) 運送品の到着通知を受ける者の記載は、単に運送人のための情報であり、通知を怠っても運送人は何ら責任を負わず、また、荷主はここに定めた義務を免れるものではない。
- (2) 運送人は、本証書に記載された陸揚港または引渡地の地理的範囲内で、本船船側、税関、倉庫、埠頭、岸壁その他運送人が指定した場所において、運送品をいつでも引渡す権利を有する。
- (3) いかなる場合にも、運送人の責任は、運送品が運送人の指定場所において、荷主または内陸運送人その他荷主のために運送品を受取る権限を有する者に引渡されたときに終了する。運送品を税関その他の当局の管理下に引渡すことは、本証書における運送人の責任を最終的に果たしたものとする。
- (4) 運送人が受取った運送品が、荷主によりまたは荷主のために中品が詰め込まれたコンテナである場合、運送人は、本証書記載のコンテナの合計数の引渡しについてのみ責任を負い、コンテナから中品を取出し、包または中品の商標、標識、個数、寸法、若しくは梱包や中品の形態に従って引渡すことを要求されない。但し、当該陸揚港における本船の到着予定日の少なくとも3日前迄に荷主の書面による要求が運送人に届いた場合は、運送人の絶対的自由裁量において、運送人はコンテナを開扉し、書面の指示に従って、その中品を1人またはそれ以上の荷受人に引渡すことができる。この場合、開扉の際にコンテナの封印に異常がなければ、本証書における運送人の全ての義務は履行されたものと見なし、運送人は、かかる引渡しによって生ずる中品の滅失または損傷について責任を負わず、且つ、荷主は、運賃及び発生した追加費用を適正に精算する責任を負う。
- (5) 運送品が運送人によってコンテナに詰め込まれた場合には、運送人は、コンテナを開扉してその中品を引渡すものとし、運送品をコンテナに入れたまま引渡すことを要求されない。但し、荷送人と運送人との間に事前の協定がある場合、運送人の絶対的自由裁量の下で、運送品をコンテナに入れたまま荷主に引渡すことができる。この場合、運送人のした封印に異常の無い状態でコンテナが引渡されれば、その引渡しは、本証書における運送人の義務の全面的且つ完全な履行と見なされ、運送人は、コンテナの中品の滅失または損傷について責任を負わない。
- (6) 揚地選択荷渡しは、運送品の受取り前に取決められ、且つ、本証書にその旨明記された時に限り認められる。その様に明記された選択権の行使を希望する荷主は、本証書に記載された本船が、選択の対象となる揚地の最初の寄港地に到着する少なくとも48時間前に、その港において運送人に対し書

面で通知しなければならない。さもなければ、運送品は運送人の選択により、選択対象港のいずれかの港に陸揚げされ、その時をもって運送人の責任は終了するものとする。

- (7) 運送人は、本証書に記載された運送品の引渡しを受ける権利のある荷主であることを確かめるために相当の注意を尽くさねばならず、相当の注意を欠いた場合を除き、誤渡しによる一切の責任を負わない。
- (8) 本証書が海上運送状として発行された場合、運送品の引渡しは、運送人の求めに応じて身分証明証を提示することで、記名された荷受人に対してなされる。荷受人は、運送人の絶対的自由裁量によって要求されない限り、海上運送状の提示を求められない。
- (9) この証書が海上運送状として発行された場合、(a) 運送人が運送品を受取るまでに行使され、(b) その譲渡がこの証書に記載された時は、荷送人は、運送品の支配権を荷受人に譲渡することができる。上述に加え、適法であり運送人が同意することを条件として、(i) 書面で、(ii) 運送品が引渡地に到着した後荷受人が引渡しを要求する前に、且つ (iii) 運送人が依頼を出すために十分な余裕がある時限までに運送人に対して有効な通知をすることにより、荷送人は海上運送状を全通提示して、運送または運送品の引渡しを中止し、荷受人、陸揚港及びまたは引渡地の変更をすることができる。荷送人は、運送人がその依頼に従ったことによる全ての結果に対して、運送人に補償し、擁護し、免責とするものとする。

第24条 (荷印による引渡)

- (1) 運送品が運送人に受取られる前に、荷主により、運送品、包及びコンテナに、陸揚港と引渡地名と共に、高さ2インチ以上の文字と数字で荷印が、明瞭且つ消えないように刻印または記載されていない限り、運送人は荷印に従って行う荷渡しの不履行または遅延について責任を負わない。
- (2) 運送人はいかなる場合にも、主荷印以外による荷渡しについて責任を負わない。
- (3) 荷主は運送人に対し、運送品、包及びコンテナの荷印が、この証書に記載された荷印と一致しており、陸揚港または引渡地で有効な一切の法律または規則に全面的に合致していることを保証し、その不正確または不完全なことにより生じた一切の損失、損傷、費用、賦課金または罰金について、運送人に補償するものとする。
- (4) 荷印及び数量によって識別できない運送品、荷粉、残液及びその他仕分けることができない未引取品は、同種運送品の多数荷主への荷渡しを完了させるために、見かけ上の不足、重量不足または損傷の割合に応じて配分されるものとし、かかる運送品またはその一部は、全面的且つ完全な荷渡しとして了解されるものとする。

第25条 (火災)

運送人は、火災によって生じた運送品の若しくは運送に関する滅失または損傷について、その火災がいかなるときに発生したものであっても、たとえ本船船積み前または陸揚げ後に発生したものであっても責任を負わない。但し、運送人の故意または過失によって発生した場合はこの限りではない。

第26条 (リエン)

- (1) この証書、またはこの証書との関係の有無を問わないその他一切の荷主との運送契約に基づき、荷主によって支払われ、または負担されるべき全ての運賃、不積運賃、デマレージ、保管料、共同海損

分担金、海難救助料、損傷、滅失、諸費用、費用、その他一切の金員および弁護士費用を含むかかる金員を回収するための支出及び費用について、運送人は運送品に対しリエンを有し、このリエンは運送品の引渡し後も存続し、運送人は荷主に通知せずに、私的売却または公の競売により運送品を売却することができる。運送品の売却に当り、売却価格が支払われるべき金額と発生した支払及び費用に満たない場合には、運送人は、その不足額を荷主から回収することができる。

- (2) 運送品が相当の期間内に引取りを請求されない場合、あるいは、運送品が劣化し、腐敗または無価値になると運送人が判断した場合は、運送人は、いつでも自己の裁量とリエンに基づき、何ら責任を負うことなく、専ら荷主の危険と費用負担で、かかる運送品を売却し、廃棄し若しくは他の方法により処分することができる。

第27条 (運賃及び費用)

- (1) 運賃は、荷主の申告した運送品の明細に基づいて計算され、荷主は、運送人による運送品の受取りの際、自己の申告した中品、重量、容積及び価額が正確であることを運送人に対して保証したものと見なされる。しかし、運送人は、実際の明細を確かめるため、いつでも荷主の危険と費用負担でコンテナ及びまたは包を開梱し、運送品の中品、重量、容積、価額を検査することができる。運送品の中品、重量、容積または価額の申告が不正確であったときには、(a) 請求された運賃と正確に明細が申告されていたならば支払われるべき運賃との差額、(b) 予定損害賠償額と実際の損害賠償額の差額、更に(c) 不正確さを確かめるため、または支払われるべき金額を回収するために要した代理人への費用を含む全ての費用について荷主は責任を負い、運送人に支払うものとする。
- (2) 本証書に記載された陸揚港または引渡地までの運賃全額は、その運賃が前払いまたは仕向地払いであることが記載されている、あるいは予定されていることに関係なく、運送人による運送品の受取りのときに、確定的に取得されたものと見なされる。現実に支払われたか否かを問わず、本証書のもとで支払われるべき全ての運賃及びその他の諸掛りに対し、運送人は権利を有し、本船及びまたは運送品が滅失すると否とを問わず、また、運送が全輸送過程のいかなる中断、履行不能、放棄の段階かを問わず、いかなる場合にも、それら運賃及びその他諸掛りを確定的に受取り、保持する権利を有する。損傷した、または不良な運送品についても、運賃全額が支払われなければならない。
- (3) 運賃及びまたは諸掛りは、一切の相殺、反対請求、控除無しに、その全額が現金で支払われなければならない。運賃が陸揚港または引渡地で支払われる場合には、その運賃及びその他一切の諸掛りは、この証書記載の通貨または運送人の選択により、タリフの規定または支払地の慣習に従った通貨であって、荷受地もしくは引渡地における通貨と等しい額を支払われなければならない。
- (4) 一旦運送人により受取られた運送品は、運送人が承諾し、運賃全額が支払われ、且つ、それによって生ずる運送人の損失が補償されるのでなければ、荷主によって取り戻されまたは処分されることはない。運送品が船積準備の整った時に用意されていなければ、運送人は運送品の船積義務を免がれ、更なる通知をすること無く本船は出港することができ、且つ、荷主は不積運賃を支払うものとする。
- (5) 荷主は、運送品に課される全ての賦課金、関税、税金または領事査証料を含む諸費用、あるいは、いかなる事情においても、運送品に関する政府並びに当局の法令若しくは規制に荷主が従わなかったため、あるいは運送品に付随して求められる領事館、衛生当局、その他の証明書を取得することを荷主が怠ったために生じた罰金や損失について、その運送品に関して運送人が被った全ての損失、及び

または課せられた全ての罰金について責任を負い、運送人に補償するものとする。荷主は、貨物に関連して遵守すべき政府や公権力による法律や規則に従わなかったことを含む、運送品に起因する返送運賃や費用について責任を負うものとする。運送人が、運送品について、仕分け、検品、修繕、修理、手直し、あるいは他の方法による保安全管理が必要であると判断した場合には、運送人は、それらの作業を荷主と運送品に関わる支出及び費用負担で行なうことができる。荷主は、運送人が、かかる諸掛り及び費用を支払い、且つまたは負担し、上記の事柄を荷主の費用でその代理人として行ない、運送品の占有を回復するためまたは回復に努めるため他の者を雇い、その他運送品の利益と考えられる一切を行う権限を付与する。荷主は、運送人の求めに応じて、それらの賦課金、関税、税金その他諸費用を、運送人に前払いするものとする。

- (6) 本証書で荷主と定義される者は、運送人に対し、運賃及び諸費用の全額の支払いと、本証書に記載された各々の義務の履行について、連帯して責任を負うものとする。

第28条 (損害の通知及び出訴期間)

- (1) 滅失または損傷とその概況に関する通知が、陸揚港または引渡地において、運送品の引渡の前または引渡しの時に書面で運送人に発せられない限り、あるいは、その滅失または損傷が外部から認められない場合は、引渡し後3日以内に発せられない限り、運送品はこの証書に記載の通り引渡されたものと見なされる。
- (2) 下請人の管理下において運送品が滅失または損傷した場合、あるいは、滅失または損傷したと推定される場合、荷主は、運送人が下請人の要件を満たすように、滅失の通知またはクレームの通知を発しない限り、運送人は運送品に関する一切の責任を免除される。これらの下請人の要件について調査するのは荷主の義務である。運送人はその要件について自ら進んで通知する義務を負わない。
- (3) 上記(2)項を除き、いかなる場合においても、運送品が引渡された後、あるいは引渡されるべきであった日後、9ヶ月以内に訴訟が提起されない場合は、運送人は運送品に関する一切の責任を免除される。

第29条 (運送人のための抗弁と責任制限)

この証書に記載されている抗弁と責任制限は、運送品に関する一切の責任に関して運送人に提起されるあらゆる訴訟に適用され、その訴訟が契約によるものか、不法行為によるものか、その他いずれに基づくかを問わない。

第30条 (責任制限)

- (1) 運送人はいかなる場合も、運送品に対するまたは運送による全ての滅失または損傷について、一包若しくは一単位について 666.67 計算単位、または、滅失または損傷に関わる運送品の総重量について、1キログラムあたり2計算単位のいずれか高い額を超えて責任を負わない。前述の計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。本証書に含まれるその他一切の規定に拘わらず、この証書が、アメリカ合衆国向けまたはアメリカ合衆国出しの運送品に使用され、且つ、次の規定が訴訟の行われる裁判管轄地の地域の法律の下で有効であり法的拘束力を持つ場合は、前述の責任制限の金額について

ては、一包または慣習的運賃単位につき 500 米ドルが代わって適用される。本項の責任制限は、第 8 条 (3) 項 (b) により適用される限度より低い責任制限の適用を妨げるものではない。

- (2) 船積み前に運送品の性質及び価額が荷主により通知され、この証書の表面に記載され、且つ、割増運賃が要求通り支払われている場合は、上記 (1) 項で規定された責任制限は適用されない。価額の通知は、この証書の表面に記載されたとしても一応の証拠とはなるが、運送人を最終的に拘束するものではない。
- (3) 運送品が、荷主によって若しくは荷主のためにコンテナに詰め込まれている、または類似の輸送用具に集約されている場合で、且つ、コンテナに詰め込まれた、または類似の輸送用具に集約された包若しくは単位の数が本証書で数え上げられていないときには、それらの中品全体を含む各々のコンテナまたは類似の輸送用具が、本証書に定める責任制限の適用上、一包であると解されるものとする。
- (4) 運送品の滅失または損傷に関して運送人が損害賠償の責任を負う場合、その損害賠償の額は、運送品が本船から引渡された、または引渡されるはずであった場所及び時における運送品の価額を参照して算定されるものとする。運送品の滅失または損傷に関して運送人の責任の程度を決定するため、運送品の価額は、送り状の価額、そして運賃が支払われていた場合は、運賃および保険料を加算した額であると推定する。いかなる場合も、運送人は期待利益の逸失または間接損害について責任を負わない。
- (5) 運送人の同意を得て運送の開始前に運送品の価額を荷主が申告し、本証書の表面の所定欄に記載し、且つ、割り増し運賃を支払った場合に限り、荷送人は、ここに定める限度を超える賠償額を請求することができる。その場合は申告価額が限度となり、一部の減損または損傷は、申告価額に基づいて減損のまたは損傷の割合に応じて案分計算される。

第 3 1 条 (共同海損)

- (1) 共同海損は、1994 年ヨーク・アントワープ規則及びその後改訂された条項に従い、また同規則に規定のない事項については、精算の行われる港または場所の規則、法律及び習慣に従い、東京または運送人が選択するそれ以外の港若しくは場所において、運送人が選択する通貨をもって精算され、精算書が作成され、精算される。共同海損精算書は、運送人が選任した精算人によって作成される。荷主は、運送品の引渡し前に、共同海損盟約書と、運送品の推定分担額、救助料、特別費用を賄うに十分と運送人が認める現金による供託金、並びに運送人が要求するその他の追加担保を、運送人に差し入れなければならない。
- (2) 運送人が、共同海損分担金支払に関する担保を受け取らずに運送品を引渡した場合は、荷主は運送品を受け取ることにより分担金を支払う責任を負い、運送人が要求する推定分担額に見合う供託金またはその他の担保を提供することを保証する。

第 3 2 条 (双方過失衝突約款・ニュージェイソン約款)

運送する船舶の船主または傭船者が運送品に対し発行する証書に規定される双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款を、運送人は援用できるものとし、本証書の一部として撰取され、且つ、規定されたものと同等の効力及び効果を有するものとする。

第33条（補償）

荷主は、(a) 荷主が、本証書の規定、運送人の適用するタリフ、及びまたは適用される通知、契約、法律、条令に従わなかったこと、または、(b) いかなる荷主のいかなる表明保証、または担保責任、若しくは保証の違反により生じた結果につき、運送人に対して補償し、擁護し、免責とするものとする。荷主のこの義務は、直接、間接を問わず、かかる荷主の不履行、違反に起因する、または関連する弁護士費用、罰金、債務、利益の損失を含む全ての費用の弁済を含むものとし、且つ、運送人に起因する過失によって免責若しくは軽減されるものではない。

第34条（特殊地域約款）

この証書がアメリカ合衆国向け、合衆国出し、または合衆国経由の運送品を対象とし、且つ、U.S. COGSA が適用されると判断される場合は、本証書の第16条（3）項及び第17条は、次の条項に置き換えられる。「生動物、鳥類、爬虫類、魚類及び植物、並びに甲板積みで運送され、且つ、そのように運送されていることが本証書に記載されている運送品に関しては、そのような運送に固有の若しくは付随する危険による滅失または損傷は荷主の負担とし、かかる運送品の保管と運送に関連するそれ以外の事柄については、運送人は、U.S. COGSA 第1条（c）項の規定に拘わらず、同法の利益と本条の規定に反するものを除き、この証書の全ての条項の利益を享受するものとする。」